

2016年11月1日

既契約者の皆様へ

株式会社F I S  
フレックス少額短期保険**普通保険約款の改定のご案内**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てをいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この度弊社では、ご契約者様の利便性向上のため、賃貸のほけん（住居専用）・テナントのほけん・生活総合保険の普通保険約款を下記の通り変更致します。

適用開始日以降は、既に該当の保険にご加入いただいているご契約者様にも自動的に適用されるため、お知らせ致します。なお、今回の普通保険約款変更に伴う保険料並びに補償内容の変更はございません。

敬具

記

**◆変更の概要**

- ① 保険契約者等の利便性を考慮し、解約の当会社への通知方法を書面に限らないこととし、その他の具体的方法（電話・インターネット等の電磁的方法）を例示しました。  
【対象商品】賃貸のほけん・テナントのほけん・生活総合保険
- ② 「凍結により生じた借戸室の専用水道管および給湯器の損害」について、注書きを付し、規定内容の明確化を図りました。  
【対象商品】賃貸のほけん・テナントのほけん
- ③ 解約の通知漏れがあった場合における解約日の遡及について追記し、生活総合保険においても賃貸のほけん・テナントの保険と同様の取り扱いができるようにしました。  
【対象商品】生活総合保険

**◆適用開始日・対象**

2016年11月1日以降の全ての契約（※既存契約を含む）

**<本件に関するご照会先>**

【ご照会先】株式会社F I S / フレックス少額短期保険  
経営企画部・経営企画グループ 担当：河田（竜）・浅野

【電話番号】0120-77-2094（お客さま専用ダイヤル）

【営業時間】月～金 10:00～18:00 土・祝 12:00～18:00 ※日曜定休

賃貸のほけん（住居専用）普通保険約款 ※改定部分赤字表示

【以下略】

第9条（修理費用保険金を支払う場合）

1. 当社は、借戸室に次の各号のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者（注1）がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用（注2）に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、第3章賠償責任補償条項の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

(1) 第2条（損害保険金を支払う場合）第(1)号から第(10)号までの事故による損害

(2) 借戸室内における被保険者の死亡による損害

(3) 凍結により生じた借戸室の専用水道管および給湯器の損害（注3）

(4) 借戸室の窓ガラス（注4）の熱割れ（注5）による損害

(5) いたずらまたはピッキング等により生じた借戸室の玄関ドアのドアロックの損害（注6）

（注1）被保険者が死亡している場合には、被保険者の法定相続人および賃貸借契約等における保証人を含みます。以下、本章において同様とします。

（注2）借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限ります。ただし、第(2)号の事故に限り、被保険者の残置物の整理、撤去または廃棄に要する費用を含みます。

（注3）凍結により使用不能となり、解氷作業が必要な状態を含みます。

（注4）借戸室の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、居室内の間仕切りドア等のガラスは含みません。

（注5）日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいいます。

（注6）ドアロックがピッキングにより開錠されたことによりドアロックの交換が必要な場合を含みます。

【以下略】

第29条（保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面等（注）による通知をもって、保険契約を将来に向かって解約することができます。ただし、借戸室の賃貸借契約等が終了していたにもかかわらず、保険契約者の過失により当会社に対する解約通知が遅延していた場合には、当社が特に認めた場合に限り、賃貸借契約等の終了日を保険契約の解約日とみなして取り扱うことができるものとします。

（注）書面の他、電話またはインターネットによる電磁的方法等の当社が認めた方法をいいます。

テナントのほけん普通保険約款 ※改定部分赤字表示

【以下略】

第 12 条（修理費用保険金を支払う場合）

1. 当社は、借用施設に次の各号のいずれかに該当する損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したときは、その修理費用(注 1)に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、第 4 章賠償責任補償条項の借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

(1) 第 5 条（設備・什器等保険金を支払う場合）第 1 項第(1)号から第(10)号までの事故による損害

(2) 凍結により生じた借用施設の専用水道管および給湯器の損害(注 2)

(3) 借用施設の窓ガラス(注 3)の熱割れ(注 4)による損害

(4) いたずらまたはピッキング等により生じた借用施設の入入り口ドアのドアロックの損害(注 5)

(注 1) 借用施設を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用に限ります。

(注 2)凍結により使用不能となり、解氷作業が必要な状態を含みます。

(注 3) 借用施設の外部と接している窓にはめ込まれているガラスに限るものとし、借用施設内の間仕切りドア等のガラスは含みません。

(注 4) 日射により生じた温度差による窓ガラスの破損をいいます。

(注 5) ドアロックがピッキングにより開錠されたことによりドアロックの交換が必要な場合を含みます。

【以下略】

第 29 条（保険契約の解約）

保険契約者は、当会社に対する書面等(注)による通知をもって、保険契約を将来に向かって解約することができます。ただし、借用施設の賃貸借契約等が終了していたにもかかわらず、保険契約者の過失により当会社に対する解約通知が遅延していた場合には、当社が特に認めた場合に限り、賃貸借契約等の終了日を保険契約の解約日とみなして取り扱うことができるものとします。

(注)書面の他、電話またはインターネットによる電磁的方法等の当社が認めた方法をいいます。

【以下略】

生活総合保険普通保険約款 ※改定部分赤字表示

生活家財普通保険約款

【以下略】

第 21 条（解約）

保険契約者は、当社所定の書面等（書面の他、電話またはインターネットによる電磁的方法等の当社が認めた方法を含みます。）で申し出ることにより、将来に向かって（ただし、被保険物件の賃貸借契約等が終了していたにもかかわらず、保険契約者の過失により当社に対する解約通知が遅延していた場合には、当社が特に認めた場合に限り、賃貸借契約等の終了日を保険契約の解約日とみなして取り扱うことができます。）いつでもこの保険契約を解約することができます。なお、解約により未実現となる保険期間に対する保険料が払い込まれている場合には、当社は返戻金を支払います。

【以下略】

生活賠償責任普通保険約款

【以下略】

第 16 条（解約）

保険契約者は、当社所定の書面等（書面の他、電話またはインターネットによる電磁的方法等の当社が認めた方法を含みます。）で申し出ることにより、将来に向かって（ただし、被保険物件の賃貸借契約等が終了していたにもかかわらず、保険契約者の過失により当社に対する解約通知が遅延していた場合には、当社が特に認めた場合に限り、賃貸借契約等の終了日を保険契約の解約日とみなして取り扱うことができます。）いつでもこの保険契約を解約することができます。なお、解約により未実現となる保険期間に対する保険料が払い込まれている場合には、当社は返戻金を支払います。

【以下略】

以上